小豆島町

第5期障害者計画

第7期障害福祉計画

第 3 期 障害児福祉計画

令和6年3月

香川県 小豆島町

目 次

第	1章	「計画策定の基本的な考え方	1
	1	計画策定の趣旨	1
	2	計画の位置づけ	2
	3	計画の期間	3
	4	計画の策定体制	3
第	2章	[障害児・障害者を取り巻く状況	4
	1	人口の推移	4
	2	障害児・障害者の状況	5
	3	アンケート及びヒアリング結果から見える状況1	3
第	3章	i 計画の基本的な考え方 3	5
	1	基本理念	5
	2	施策の推進目標3	6
	3	施策の体系3	6
第	4章	i 施策の方向性 3	7
	1	「はぐくむ場」の充実3	7
	2	「くらす場」の充実3	8
	3	「はたらく場」の充実3	
	4	「ふれあう場」の充実 4	
		その他共通事項 – 福祉に携わる人材確保・育成 –4	
第	5章	5 目標の設定 4	2
		福祉施設の入所者の地域生活への移行4	
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築4	
	3	地域生活支援の充実4	3
	4	福祉施設から一般就労への移行等4	
	5	障害児支援の提供体制の整備等4	
	_	相談支援体制の充実・強化等4	
		障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築4	
第	_	i 障害福祉サービス等の見込量 4	
		障害福祉サービス等の見込量4	
		地域生活支援事業の見込量5	
		見込量の確保のための方策5	
第	_	i サービスの充実と計画の推進に向けて 5	
		計画の実施体制5	
		計画の進行管理・評価 5	
別	添	5	3

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

わが国の障害者福祉制度は、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)」と障害種別に定められた法律に基づき、行政がサービスの利用先や内容などを決める措置制度でありましたが、平成 15年の「支援費制度」の施行により大きく転換され、自らの意思でサービスを選択できるようになりました。

しかし、施行後は、サービス利用者の増大や障害種別間の格差など、新たな課題が生じ、これらの課題を解消するため、平成 18 年に「障害者自立支援法」が施行され、これまで障害種別で異なっていたサービス体系を一元化するとともに、障害の状態を示す全国共通の障害程度区分(現在は障害支援区分)、サービス量に応じた定率の利用者負担(応益負担)が導入されました。

平成 25 年には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行され、障害者の範囲に難病等が追加されるほか、障害者に対する支援の拡充などの改正が行われました。

本町では、「人と人がつながり、支え合い、誰もが安心して過ごせるぬくもりと希望の島づくり」を基本理念として、令和3年3月に「小豆島町第4期障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、それぞれの計画に掲げた目標を達成するため、障害者福祉の推進に取り組んできました。

このような中、現在の計画期間が令和5年度をもって満了となることから、その取り組みを継続するとともに、本町の現状と課題を踏まえて見直しを行い、一層の取り組みの充実を図るため、「小豆島町第5期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

「小豆島町障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画であり、障害者施策の基本理念、基本方針や目標を総合的に定める計画です。

「小豆島町障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく市町村障害福祉計画であり、国の基本指針に即して障害福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の確保等を定める計画です。

「小豆島町障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく市町村障害児福祉計画であり、国の基本指針に即して障害児通所支援等の提供体制の確保等を定める計画です。

また、本計画は、国の「障害者基本計画」及び香川県の「かがわ障害者プラン」をはじめ、本町の「小豆島町の人口ビジョンと総合戦略」、「小豆島町地域福祉計画」との整合を図るとともに、「小豆島町介護保険事業計画・老人福祉計画」、「小豆島町すくすく子育ち応援アクションプラン」等関連する計画との連携を図りながら策定します。

小豆島町の人口ビジョンと総合戦略/小豆島町地域福祉計画

小豆島町障害者計画

- ○根拠:障害者基本法第11条第3項
- ○期間:3年を1期(中長期)
- ○内容:基本理念、基本方針、目標

小豆島町障害福祉計画

- ○根拠:障害者総合支援法第88条第1項
- ○期間:3年を1期
- ○内容:障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援

事業の提供体制の確保に係る目標及び各年度に

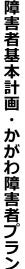
おける種類ごとの量の見込み

小豆島町障害児福祉計画

- ○根拠:児童福祉法第33条の20第1項
- ○期間:3年を1期
- ○内容:障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制

の確保に係る目標及び各年度における種類ごと

の量の見込み







3 計画の期間

「小豆島町第7期障害福祉計画・小豆島町第3期障害児福祉計画」の期間は、国の基本指針により令和6年度から令和8年度までの3年とします。「小豆島町第5期障害者計画」の期間も、これに合わせて令和6年度からの3年間とし、障害児・者へのサービス提供に係る計画との関連性を重視した計画とします。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	小豆島町 胡障害者	計画	小豆島町 小豆島町 第3期障害者計画 第4期障害者計画				計画	小豆島町 第5期障害者計画			
	小豆島町 障害福祉	計画		小豆島町 障害福祉	計画	小豆島町 第6期障害福祉計画		計画		小豆島町 月障害福祉	計画
				小豆島町 1期障害児福祉計画 第2期障害児福祉計画		祉計画		小豆島町 障害児福	祉計画		

※ 小豆島町第2期障害者計画は平成24年度~

4 計画の策定体制

計画策定にあたっては、福祉と医療が充実及び連携し、地域住民が安心して暮らせる元気で魅力あるまちづくりに向け小豆島町での取り組みについて協議検討を行う「小豆島町の福祉と医療の推進会議」により、計画内容等について協議を重ねました。

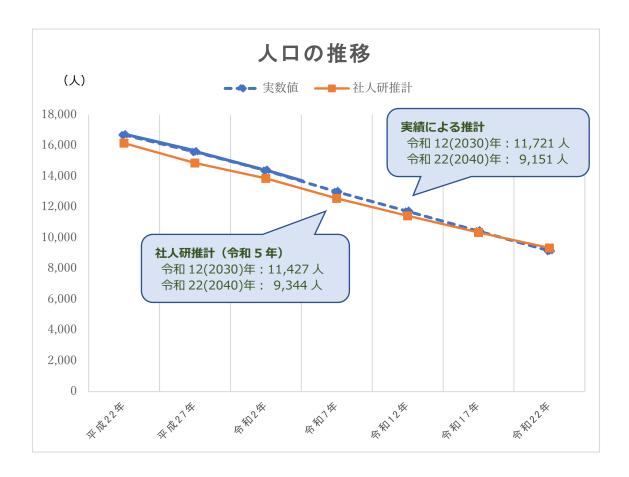
また、地域の実情に沿った計画とするため、障害者手帳所持者を対象にアンケート調査及び障害福祉サービス事業所等にヒアリング調査を実施し、ニーズの把握に努めました。

第2章 障害児・障害者を取り巻く状況

1 人口の推移

本町の人口は、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が示す推移よりもやや高めで推移しながら減少しており、令和5(2023)年の人口は13,500人となっています。 今後も減少を続け、社人研の推計に近づいて推移していく見込みです。

次ページからの各種手帳所持者数の推計値は、実績による推計の人口数を基に算出したものです。



資料:住民基本台帳(実績及び推計)

国立社会保障・人口問題研究所(令和5年推計)

2 障害児・障害者の状況

(1) 障害者手帳所持者の状況

小豆島町の障害者手帳所持者数は、平成 30 年から令和 5 年までの 5 年間で 85 人の減少 (▲8.0%) となっています。手帳別の所持者割合は、身体障害者手帳所持者約 74%、療育手帳所持者約 13.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者約 12.5%を占めています。

また、人口減少に伴って身体障害者手帳所持者は減少し、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は横ばい傾向で推移しています。



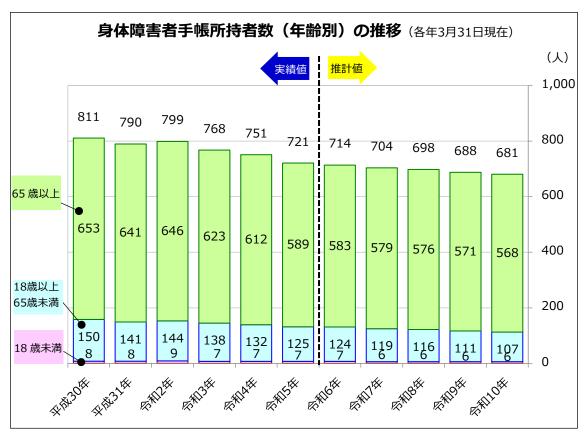
(2) 身体障害者の状況

本町の身体障害者手帳所持者数は、平成30年以降減少傾向にあります。

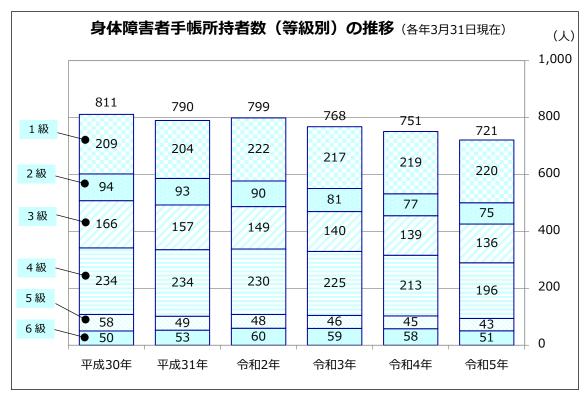
今後も人口減少に伴って手帳所持者も減少し、特に65歳以上の手帳所持者の減少が大きくなる見込みです。

等級別にみると、最も程度が重い1級所持者の割合が増加傾向にあります。

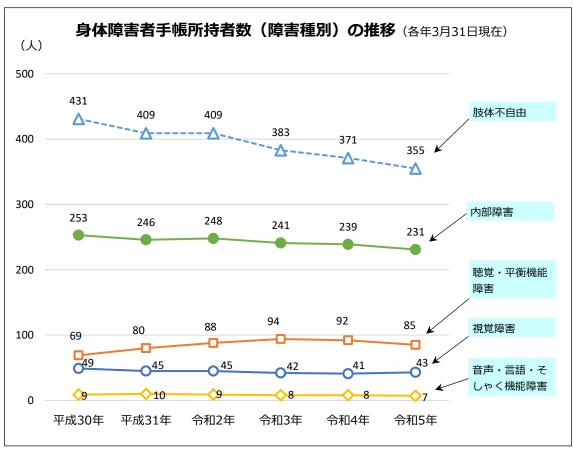
障害種別にみると、肢体不自由が全体に占める人数が最も多く、次いで内部障害、以下少数で聴覚・平衡機能障害、視覚障害、音声・言語・そしゃく機能障害の順となっています。肢体不自由は減少傾向にあります。



資料:健康づくり福祉課(実績及び推計)



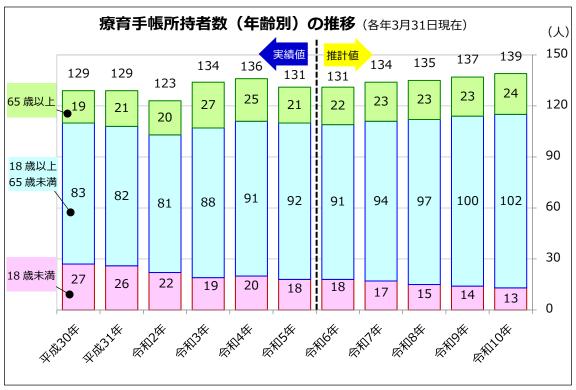
資料:健康づくり福祉課(実績)



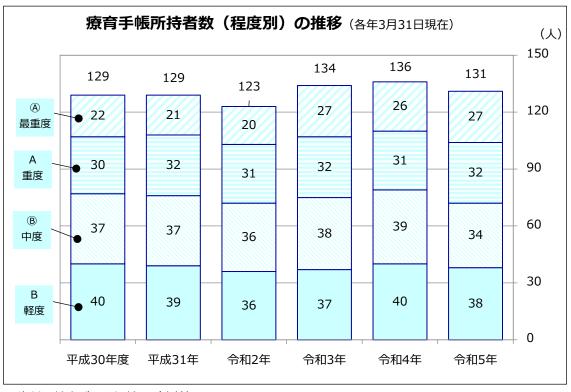
(3) 知的障害者の状況

本町の療育手帳所持者数は、若干増加傾向にあり、今後、18歳未満は減少し、18歳以上は緩やかに増加していく見込みとなっています。

程度別にみると、軽度 B や中度®の占める割合が大きい状況です。



資料:健康づくり福祉課(実績及び推計)



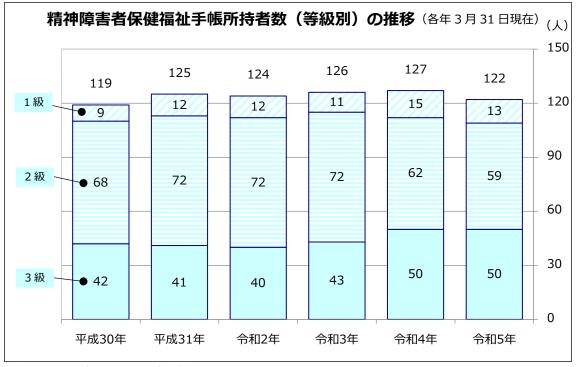
(4)精神障害者の状況

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、横ばい傾向で推移しており、今後も 120 人程度で推移する見込みとなっています。

等級別にみると、最も程度が重い1級所持者の割合が少ない状況です。



資料:健康づくり福祉課(実績及び推計)



(4) 障害支援区分認定者の状況

本町の障害支援区分認定者数は、支給決定者数でみると増加傾向にあります。 区分別にみると、区分1から区分4までの認定者は横ばいか減少傾向にある一方で、

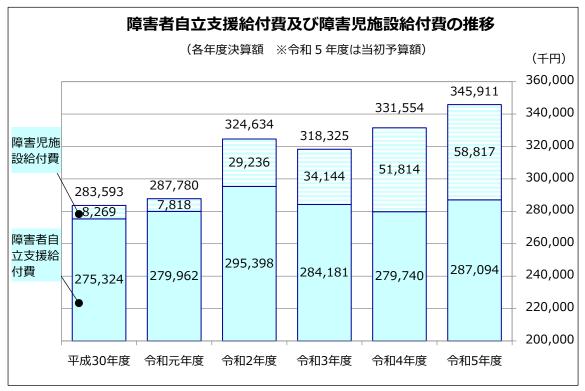
重度である区分5から区分6の認定者が増加傾向にあります。

また、障害児通所サービスの支給決定を受けている児童の数は、新規事業所の開設により令和2年度以降に大幅に増加し、その後も増加しています。

障害者支援区分認定者数(各年度3月現在※令和5年度は令和6年1月現在) (人)

区分		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
区分1 軽	È	1	2	2	1	1	1
区分 2		9	9	11	10	11	13
区分3		23	22	17	12	14	12
区分4		22	19	25	21	19	14
区分 5		15	18	19	22	19	19
区分6 ①		31	31	29	29	34	38
非該当 ・未認定		30	29	28	28	23	23
児童		10	10	24	28	36	36
合計 (支給決定者数	 数)	141	140	155	151	157	156

資料:健康づくり福祉課(実績)



資料:健康づくり福祉課(決算額及び予算額)

(5)特別支援学級・特別支援学校在籍者の状況

令和5年度の本町の特別支援学級在籍者数は小学校、中学校ともに自閉症・情緒障害で多く、また通級による指導も多数受けている状況です。

特別支援学校在籍者数は島内に学校が設置されたことから、小学部から高等部まで一様に現れ、知的障害で多い状況です。

○特別支援学級在籍者(令和5年5月1日現在)

(単位:人)

【小学校】

学級	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
自閉症・情緒障害	3	3	3	7	6	8	30
知的障害	2	2	1	Ω	1	1	10
病弱•身体虚弱	0	0	0	0	0	1	1
肢体不自由	0	0	0	0	0	0	0
難聴(聴覚障害)	0	1	0	0	0	0	1
計	5	6	4	10	7	10	42

【中学校】

K 1 3 1/2				
学年学級	1年	2年	3年	合計
自閉症・情緒障害	2	3	3	8
知的障害	2	0	0	2
病弱•身体虚弱	0	0	0	0
肢体不自由	0	0	0	0
dž	4	3	3	10

○通級による指導を受ける者(令和5年5月1日現在)

(単位:人)

【小学校】

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
通級	2	2	8	4	2	3	21

【中学校】

学年	1年	2年	3年	合計
通級	2	2	4	8

資料:こども教育課

○特別支援学校在籍者(令和5年5月1日現在)

(単位:人)

【小学部】

学年 種別	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
知的障害	1	З	0	0	1	0	5
計	1	3	0	0	1	0	5

【中学部】 ※肢体不自由は島外の学校在籍

学年 種別	1年	2年	3年	合計
肢体不自由	0	0	1	1
知的障害	1	2	0	3
計	1	2	1	4

【高等部】 ※すべて島外の学校在籍

学年 種別	1年	2年	3年	合計
聴覚障害	1	0	0	1
肢体不自由	0	0	0	0
知的障害	ß	1	1	5
計	4	1	1	6

資料:各特別支援学校

3 アンケート及びヒアリング結果から見える状況

(1)障害福祉に関するアンケート

○実施対象者

小豆島町の障害者手帳所持者を対象にアンケート調査を実施しました。

○実施期間

令和5年9月1日~令和5年9月29日

○実施方法

郵送により配布、回収を行いました。

○配布及び回収状況

対象者	配布数	回収数	回収率
身体障害者手帳・療育手帳・	010 //	422 <i>/</i> / +	47.00/
精神障害者保健福祉手帳所持者	919件	432 件	47.0%

○調査結果概要

- ・将来、今のままの生活を望む人が大多数で、知的障害者は島内のグループホームで暮らしたい人も比較的多い。
- ・主な介助者は、60歳以上の高齢の人が多い。
- ・現在不安に思うことは、自分の健康や体力のほか、家族など介助者の健康についても多く、特に知的障害者や発達障害者、若年層では、将来生活する住まいがあるか多く不安を感じている。
- ・障害者の就労支援としては、職場の障害者理解を必要とする人が多い。
- ・情報を町の広報誌から入手している人が最も多く、障害福祉サービスの内容や 利用方法、相談窓口などの情報の充実を求めている。
- ・今後利用したい福祉サービスは、短期入所(ショートステイ)が最も多く、次いで生活介護、居宅介護(ホームヘルプ)となっており、地域生活支援事業では移動支援が利用希望が多い。
- ・障害のある人に対する町民の理解が深まったと思う人は少なく、町の広報誌等 で障害への理解を促進することが必要と考える人が多い。
- ・住みよいまちにするためには、福祉に関する情報提供、相談体制、医療やリハ ビリの充実、また、災害時の支援体制の整備、グループホームなどの充実が必 要と考える人が多い。

障害福祉に関するアンケート調査結果概要について

身体障害者手帳の所持状況

身体障害者手帳の所持状況についてたずねたところ、「1級」~「6級」のいずれかを持っていると回答した人の合計は80.6%、「持っていない」は13.2%となっています。

また、身体障害者手帳保持者の内訳は、「1級」(31.6%)が最も高く、次いで「4級」(26.4%)、「3級」(19.5%)などとなっています。

療育手帳の所持状況

療育手帳の所持状況についてたずねたところ、「(A)」 \sim (B) のいずれかを持っていると回答した人の合計は (A)0 11.3%となっており、「持っていない」は (A)5.0%となっています。

また、療育手帳保持者の内訳は、「®」(30.6%)が最も高く、次いで「@」(28.6%)、「A」、「B」(同率 20.4%) となっています。

精神障害者保健福祉手帳の所持状況

精神障害者保健福祉手帳の所持状況についてたずねたところ、「1級」~「3級」のいずれかを持っていると回答した人の合計は 11.5%となっており、「持っていない」は 77.8%となっています。

また、精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳は、「2級」(52.0%)が最も高く、次いで「3級」(34.0%)、「1級」(14.0%)となっています。

難病の認定状況

難病の認定状況についてたずねたところ、「受けている」は 10.6%、「受けていない」が 77.8%となっています。

発達障害の診断の有無

発達障害の診断の有無についてたずねたところ、「ある」は 8.3%、「ない」が 85.6% となっています。

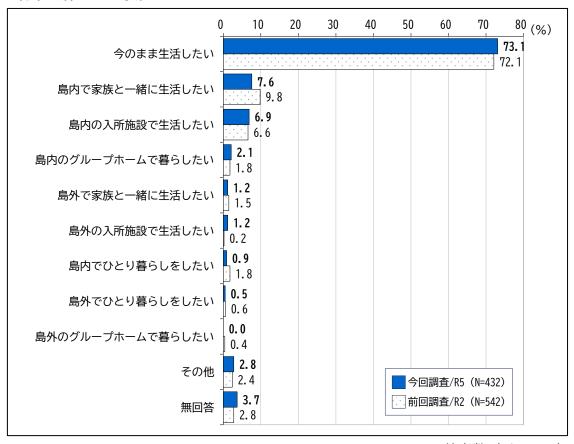
高次脳機能障害の診断の有無

高次脳機能障害の診断の有無についてたずねたところ、「ある」は 2.8%、「ない」 が 88.9%となっています。

1 将来の生活場所について

将来生活したい場所についてたずねたところ、「今のまま生活したい」(73.1%)が7割以上を占めており、次いで「島内で家族と一緒に生活したい」(7.6%)、「島内の入所施設で生活したい」(6.9%)などとなっています。

将来生活したい場所



※ N:回答者数(以下同じ)

将来生活したい場所(障害別)

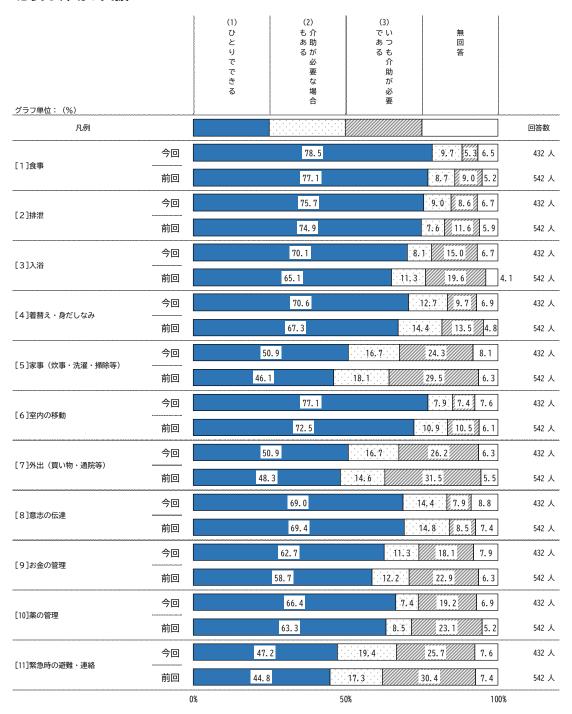
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	長の見方】 七率(%) 関掛け= 1位 2位 3位	調査数(人)	今のまま生活したい	たい 島内で家族と一緒に生活し	い島内の入所施設で生活した	らしたい 島内のグループホームで暮	たい 島外で家族と一緒に生活し
前回]調査(R2)	542	72.1	9.8	6.6	1.8	1.5
今回]調査(R5)	432	73.1	7.6	6.9	2.1	1.2
	身体障害	348	77.0	5.7	7.2	1.1	1.4
	知的障害	49	59.2	14.3	4.1	8.2	2.0
障害	精神障害	50	52.0	14.0	10.0	6.0	2.0
別	難病	46	60.9	17.4	8.7	2.2	-
	発達障害	36	52.8	13.9	5.6	5.6	-
	高次脳機能障害	12	58.3	16.7	8.3	8.3	8.3
		(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	
糸	表の見方】 比率(%) 関掛け= 1位 2位 3位	(6)島外の入所施設で生活した	(7)島内でひとり暮らしをした	(8) 島外でひとり暮らしをした	(9)島外のグループホームで暮	(10) そ の 他	無回答
前回	比率(%) 関掛け= 1位 2位 3位 回調査(R2)	い 島外の入所施設で生活した 0.2	い島内でひとり暮らしをし	い島外でひとり暮らしをし	らしたい ポームで	そ の	2.8
前回	比率(%) 関掛け= 1位 2位 3位	い島外の入所施設で生活した	い島内でひとり暮らしをした	い島外でひとり暮らしをした	らしたい ポームで暮	その他	回 答 2.8 3.7
前回	比率(%) 関掛け= 1位 2位 3位 回調査(R2) 回調査(R5) 身体障害	い 島外の入所施設で生活した 0.2 1.2 0.6	い島内でひとり暮らしをした 1.8	い 島外でひとり暮らしをした 0.6 0.3	らしたい ポームで暮	そ の 他 2.4 2.8 2.0	2.8
前四	比率(%) 開掛け= 1位 2位 3位 回調査(R2) 回調査(R5)	い 島外の入所施設で生活した 0.2 1.2	い 島内でひとり暮らしをした 1.8 0.9	い 島外でひとり暮らしをした 0.5	らしたい ポームで暮 0.4 -	そ の 他 2.4 2.8	回 答 2.8 3.7
前四	比率(%) 関掛け= 1位 2位 3位 回調査(R2) 回調査(R5) 身体障害	い 島外の入所施設で生活した 0.2 1.2 0.6	い 島内でひとり暮らしをした 1.8 0.9	い 島外でひとり暮らしをした 0.6 0.3 2.0	らしたい タボームで暮 0.4	そ の 他 2.4 2.8 2.0	回答 答 2.8 3.7 4.3 -
前四	比率(%) 関掛け= 1位 2位 3位 3位 調査(R2) 調査(R5) 身体障害 知的障害	い 島外の入所施設で生活した 0.2 1.2 0.6	い 島内でひとり暮らしをした 1.8 0.9	い 島外でひとり暮らしをした 0.6 0.3	らしたい ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	そ の 他 2.4 2.8 2.0 4.1	回 答 2.8 3.7
前一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	比率(%) 開掛け= 1位 2位 3位 調査(R2) 調査(R5) 身体障害 知的障害 精神障害	い 島外の入所施設で生活した 0.2 1.2 0.6	い 島内でひとり暮らしをした 1.8 0.9 6.0	い 島外でひとり暮らしをした 0.6 0.3 2.0	らしたい ター・	その他 他 2.4 2.8 2.0 4.1 10.0	回答 答 2.8 3.7 4.3 -

2 必要とする介助や支援について

日常生活で必要な介助や支援についてたずねたところ、すべての項目で「ひとりでできる」が4割以上となっており、特に『食事』、『排泄』、『入浴』、『着替え・身だしなみ』、『室内の移動』では7割以上が「ひとりでできる」と回答しています。

一方で、『家事(炊事・洗濯・掃除等)』、『外出(買い物・通院等)』、『緊急時の避難・連絡』では2割が「いつも介助が必要である」と回答しており、他の項目と比較すると高くなっています。

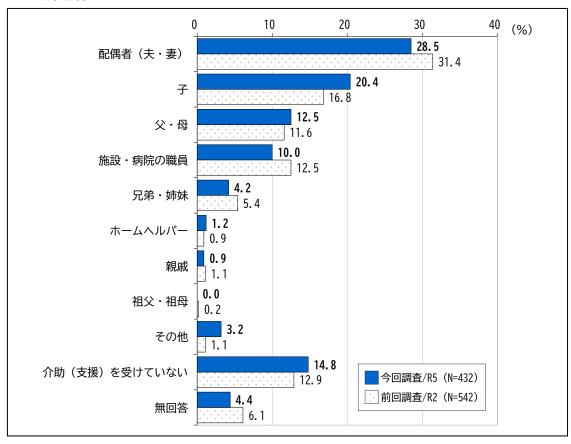
必要な介助や支援



3 介助者(支援者)について

主な介助者(支援者)についてたずねたところ、「配偶者(夫・妻)」(28.5%)が最も高く、次いで「子」(20.4%)、「父・母」(12.5%)などとなっています。一方で、「介助(支援)は受けていない」は14.8%となっています。

主な介助者



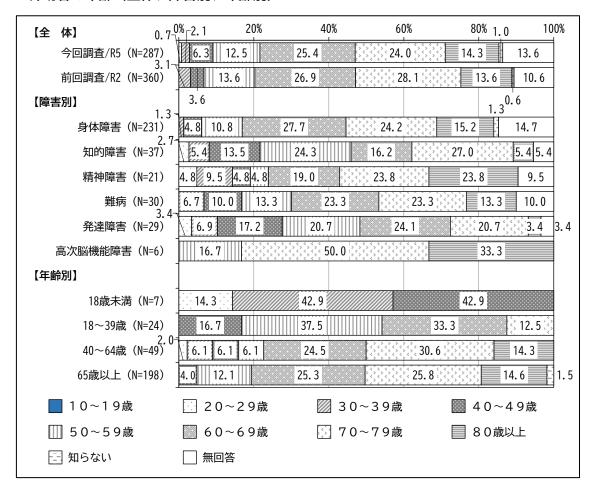
【障害別の傾向】

障害別にみると、身体障害、難病では「配偶者(夫・妻)」、知的障害、発達障害では「父・母」、精神障害、高次脳機能障害では「施設・病院の職員」がそれぞれ最も高くなっています。

【介助者の年齢】

主な介助者の年齢についてたずねたところ、「60~69 歳」(25.4%) が最も高く、次いで「70~79 歳」(24.0%)、「80 歳以上」(14.3%) などとなっています。

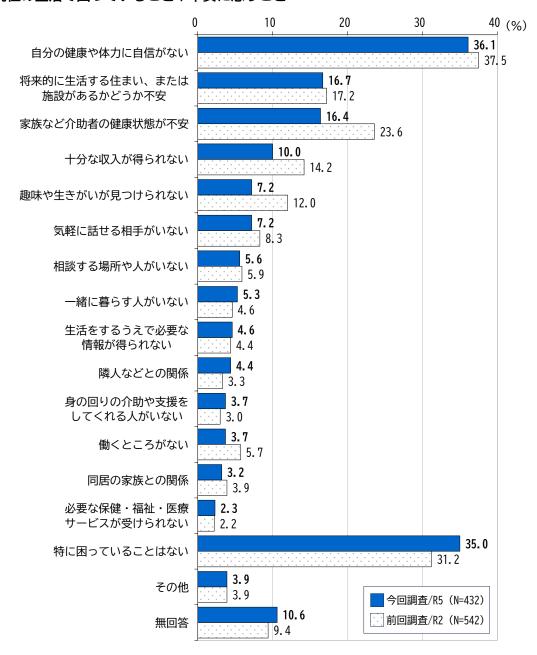
介助者の年齢(全体、障害別、年齢別)



4 生活での困りごとや不安について

現在の生活で困っていることや不安に思っていることについてたずねたところ、「自分の健康や体力に自信がない」(36.1%)が最も高く、次いで「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」(16.7%)、「家族など介助者の健康状態が不安」(16.4%)などとなっています。一方で、「特に困っていることはない」は35.0%となっており、全体では第2位の割合となっています。

現在の生活で困っていることや不安に思うこと



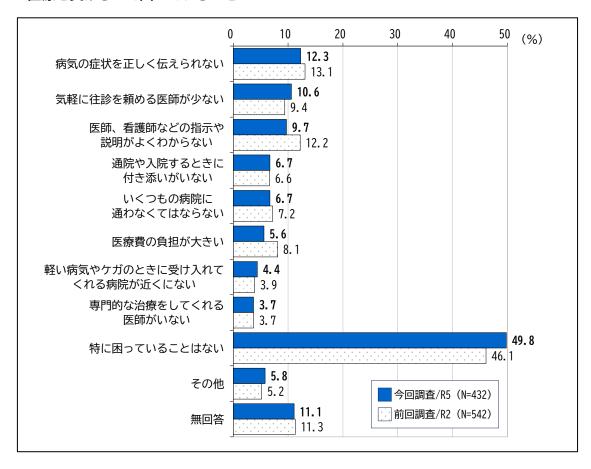
困っていることや不安に思うこと(障害別、年齢別)

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
【表の見方】 比率(%) 網掛け= 1位 2位 3位		調査数(人)	ない自分の健康や体力に自信が	不安または施設があるかどうかまたは施設があるかどうか将来的に生活する住まい、	が不安家族など介助者の健康状態	十分な収入が得られない	れない趣味や生きがいが見つけら	気軽に話せる相手がいない	相談する場所や人がいない	一緒に暮らす人がいない
前回	調査(R2)	542	37.5	17.2	23.6	14.2	12.0	8.3	5.9	4.6
今回	調査(R5)	432	36.1	16.7	16.4	10.0	7.2	7.2	5.6	5.3
	身体障害	348	39.9	11.8	15.2	7.8	6.3	6.6	4.6	5.5
障	知的障害	49	8.2	46.9	28.6	14.3	8.2	8.2	4.1	6.1
害	精神障害	50	44.0	22.0	16.0	28.0	16.0	14.0	18.0	10.0
別	難病	46	52.2	19.6	19.6	17.4	13.0	6.5	8.7	4.3
	発達障害	36	16.7	52.8	27.8	11.1	8.3	8.3	8.3	8.3
	高次脳機能障害	12	50.0	8.3	33.3	25.0	33.3	8.3	-	8.3
年	18歳未満	7	-	42.9	-	14.3	-	-	-	
齢	18~39歳	27	11.1	55.6	33.3	22.2	18.5	18.5	11.1	7.4
別	40~64歳	87	37.9	18.4	23.0	16.1	12.6	13.8	10.3	9.2
	65歳以上	298	39.6	11.7	13.8	7.0	5.0	4.4	4.0	4.4
		(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	
網	をの見方】 と率(%) 割掛け= 1位 2位 3位	(報が得られない とない (報が得られない)	(10) 隣人などとの関係	(1てくれる人がいない1)身の回りの介助や支援をしっ	(12) 働くところがない	(13) 同居の家族との関係	(1サービスが受けられない4)必要な保健・福祉・医療	(15) 特に困っていることはない	(16) そ の 他	無回答
前回	ご率(%) 割掛け= 1位 2位 3位 調査(R2)	報が得られない生活をするうえで必要な情 4.4	隣人などとの関係 3.3	てくれる人がいない 3.0	働くところがない 5.7	同居の家族との関係 3.9	サービスが受けられない必要な保健・福祉・医療 2.2	特に困っていることはない 21.2	そ の 他 3.9	9.4
前回	上率(%) 選掛け= 1位 2位 3位 調査(R2) 調査(R5)	報が得られない 生活をするうえで必要な情 4.4 4.6	隣人などとの関係 3.3 4.4	てくれる人がいない 身の回りの介助や支援をし 3.7	働くところがない 5.7 3.7	同居の家族との関係 3.9 3.2	サービスが受けられない 必要な保健・福祉・医療 2.3	特に困っていることはない 31.2 35.0	そ の 他 3.9 3.9	回答 答 9.4 10.6
前回	上率(%) 開掛け= 1位	報が得られない 生活をするうえで必要な情 4.6 4.9	隣人などとの関係 3.3 4.4 3.7	てくれる人がいない 身の回りの介助や支援をし 3.7 3.7	働くところがない 5.7 3.7 3.4	同居の家族との関係 3.9 3.2 2.3	サービスが受けられない必要な保健・福祉・医療 2.2	特に困っていることはない 31.2 35.0 37.4	そ の他 3.9 3.9 2.9	回答 9.4 10.6 10.3
前回	上率(%) 四掛け= 1位 2位 3位 調査(R2) 調査(R5) 身体障害 知的障害	報が得られない 生活をするうえで必要な情 4.6 4.9 2.0	隣人などとの関係 3.3 4.4 3.7 4.1	てくれる人がいない 身の回りの介助や支援をし 3.7 3.7 4.1	働くところがない 5.7 3.7 3.4 2.0	同居の家族との関係 3.9 2.3 4.1	サービスが受けられない 2.3 2.3 - 2	特に困っていることはない 31.2 35.0 37.4 30.6	そ の他 3.9 3.9 2.9 2.0	9.4 10.6 10.3 12.2
前 字 障害	上率(%) 開掛け= 1位 2位 3位 調査(R2) 調査(R5) 身体障害 知的障害 精神障害	報が得られない 生活をするうえで必要な情 4.4 4.6 4.0 12.0	隣人などとの関係 3.3 4.4 3.7 4.1 8.0	てくれる人がいない 身の回りの介助や支援をし 3.7 3.7 4.1 8.0	働くところがない 5.7 3.7 3.4 2.0 14.0	同居の家族との関係 3.9 3.2 2.3	サービスが受けられない 必要な保健・福祉・医療 2.3 8.0	特に困っていることはない 31.2 35.0 37.4 30.6 20.0	そ の他 3.9 3.9 2.9 2.0 12.0	9.4 10.6 10.3 12.2 6.0
日 新 可 回 障害	 二年(%) 四掛け= 1位 2位 3位 調査(R2) 調査(R5) 身体障害 知的障害 精神障害 難病 	報が得られない 生活をするうえで必要な情 4.4 4.6 4.9 2.0 6.5	隣人などとの関係 3.3 4.4 3.7 4.1 8.0 2.2	でくれる人がいない 3.7 3.7 4.1 8.0 4.3	働くところがない 5.7 3.7 3.4 2.0	同居の家族との関係 3.9 3.2 2.3 4.1 8.0	サービスが受けられない 必要な保健・福祉・医療 2.3 2.3 4.3	特に困っていることはない 31.2 35.0 37.4 30.6 20.0 19.6	その他 他 3.9 3.9 2.0 12.0 2.2	9.4 10.6 10.3 12.2 6.0 10.9
前 字 障害	上率(%) 開掛け= 1位	報が得られない 生活をするうえで必要な情 4.4 4.6 4.9 2.0 12.0 6.5 5.6	隣人などとの関係 3.3 4.4 3.7 4.1 8.0 2.2 5.6	てくれる人がいない 身の回りの介助や支援をし 3.7 3.7 4.1 8.0	働くところがない 5.7 3.7 3.4 2.0 14.0 10.9	同居の家族との関係 3.9 2.3 4.1	サービスが受けられない 必要な保健・福祉・医療 2.3 8.0	特に困っていることはない 31.2 35.0 37.4 30.6 20.0 19.6 30.6	そ の他 3.9 3.9 2.9 2.0 12.0	9.4 10.6 10.3 12.2 6.0 10.9 8.3
前 字 障害	上率(%) 四掛け= 1位 2位 3位 3位 調査(R2) 調査(R5) 身体障害 知的障害 精神障害 難病 発達障害 高次脳機能障害	報が得られない 生活をするうえで必要な情 4.4 4.6 4.9 2.0 6.5	隣人などとの関係 3.3 4.4 3.7 4.1 8.0 2.2	でくれる人がいない 3.7 3.7 4.1 8.0 4.3	働くところがない 5.7 3.7 3.4 2.0 14.0	同居の家族との関係 3.9 3.2 2.3 4.1 8.0	サービスが受けられない 必要な保健・福祉・医療 2.3 2.3 8.0 4.3 2.8	特に困っていることはない 31.2 35.0 37.4 30.6 20.0 19.6 30.6 25.0	その他 他 3.9 3.9 2.0 12.0 2.2	9.4 10.6 10.3 12.2 6.0 10.9 8.3 8.3
上網 前 回 回 同 同 一 年 別 年	上率(%) 四掛け= 1位 2位 3位 3位 調査(R2) 調査(R5) 身体障害 知的障害 精神障害 難病 発達障害 高次脳機能障害 18歳未満	報が得られない 生活をするうえで必要な情 4.4 4.6 4.9 2.0 12.0 6.5 5.6	隣人などとの関係 3.3 4.4 3.7 4.1 8.0 2.2 5.6 8.3	てくれる人がいない 3.7 3.7 4.1 8.0 4.3 2.8	働くところがない 5.7 3.7 3.4 2.0 14.0 10.9 - 8.3	同居の家族との関係 3.9 3.2 2.3 4.1 8.0 - 2.8	サービスが受けられない 必要な保健・福祉・医療 2.3 2.3 4.3	特に困っていることはない 31.2 35.0 37.4 30.6 20.0 19.6 30.6 25.0 14.3	その他 他 3.9 3.9 2.0 12.0 2.2 2.8	9.4 10.6 10.3 12.2 6.0 10.9 8.3 8.3 28.6
上網 同 回 障害別 年齢	上率(%) 開掛け= 1位 2位 3位 調査(R2) 調査(R5) 身体障害 知的障害 精神障害 難病 発達障害 高次脳機能障害 18歳未満 18~39歳	報が得られない 生活をするうえで必要な情 4.4 4.6 4.9 2.0 12.0 6.5 5.6 8.3	隣人などとの関係 3.3 4.4 3.7 4.1 8.0 2.2 5.6 8.3	てくれる人がいない 3.7 3.7 4.1 8.0 4.3 2.8	働くところがない 5.7 3.7 3.4 2.0 14.0 10.9 - 8.3	同居の家族との関係 3.9 3.2 2.3 4.1 8.0 - 2.8 - 3.7	サービスが受けられない 必要な保健・福祉・医療 2.3 2.3 4.3 2.8	特に困っていることはない 31.2 35.0 37.4 30.6 20.0 19.6 30.6 25.0 14.3 25.9	その他 他 3.9 3.9 2.9 2.0 12.0 2.2 2.8 - 3.7	9.4 10.6 10.3 12.2 6.0 10.9 8.3 8.3 28.6 3.7
以網 前 (中 同 同 同 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	上率(%) 四掛け= 1位 2位 3位 3位 調査(R2) 調査(R5) 身体障害 知的障害 精神障害 難病 発達障害 高次脳機能障害 18歳未満	報が得られない 生活をするうえで必要な情 4.4 4.6 4.9 2.0 6.5 5.6 8.3	隣人などとの関係 3.3 4.4 3.7 4.1 8.0 2.2 5.6 8.3	てくれる人がいない 3.7 3.7 4.1 8.0 4.3 2.8	働くところがない 5.7 3.7 3.4 2.0 14.0 10.9 - 8.3	同居の家族との関係 3.9 3.2 2.3 4.1 8.0 - 2.8	サービスが受けられない 必要な保健・福祉・医療 2.3 2.3 8.0 4.3 2.8	特に困っていることはない 31.2 35.0 37.4 30.6 20.0 19.6 30.6 25.0 14.3	その他 他 3.9 3.9 2.0 12.0 2.2 2.8	9.4 10.6 10.3 12.2 6.0 10.9 8.3 8.3 28.6

5 医療における困りごとについて

医療を受ける上で困っていることについてたずねたところ、「病気の症状を正しく伝えられない」(12.3%)が最も高く、次いで「気軽に往診を頼める医師が少ない」(10.6%)、「医師、看護師などの指示や説明がよくわからない」(9.7%)などとなっています。一方で「特に困っていることはない」は49.8%となっており、全体では第1位の割合となっています。

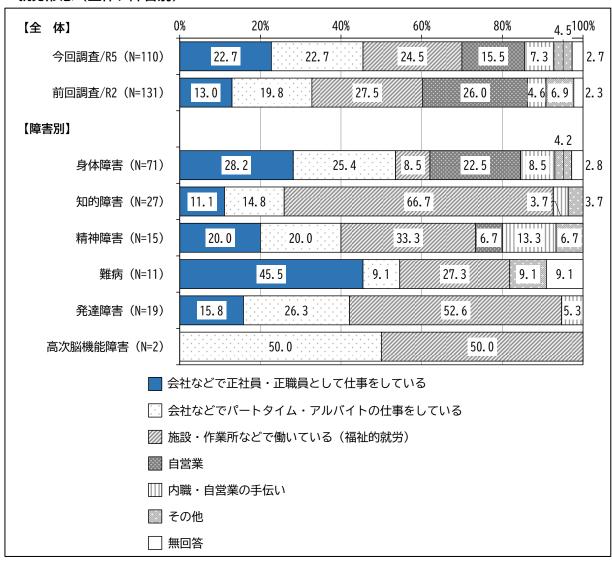
医療を受ける上で困っていること



6 就労状況や形態について

現在仕事をしている方に就労形態についてたずねたところ、「施設・作業所などで働いている(福祉的就労)」(24.5%)が最も高く、次いで「会社などで正社員・正職員として仕事をしている」、「会社などでパートタイム・アルバイトの仕事をしている」 (同率で22.7%)、「自営業」(15.5%)などとなっています。

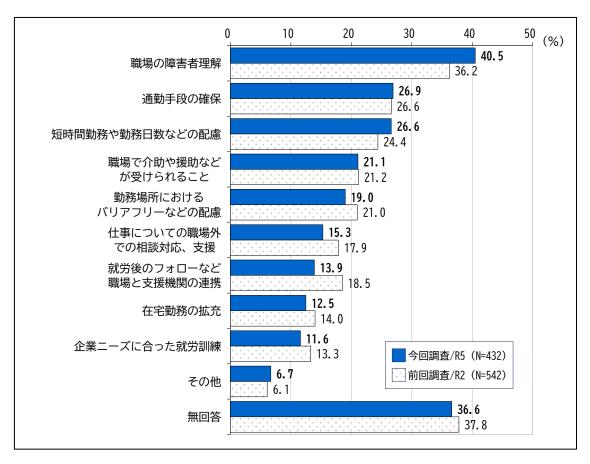
就労形態(全体、障害別)



7 就労支援について

障害者の就労支援として必要なことについてたずねたところ、「職場の障害者理解」 (40.5%)が最も高く、次いで「通勤手段の確保」(26.9%)、「短時間勤務や勤務日 数などの配慮」(26.6%)などとなっています。

障害者の就労支援として必要なこと



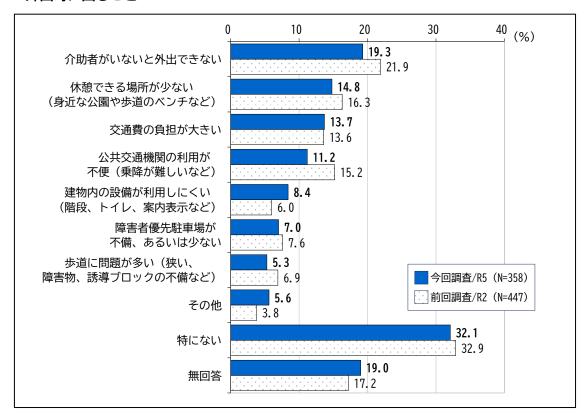
8 外出について

外出目的についてたずねたところ、「買い物」(67.9%)が最も高く、次いで「通院」 (48.9%)、「人との交流」(20.7%)などとなっています。

【外出での困りごと】

外出時に困ることについてたずねたところ、「介助者がいないと外出できない」 (19.3%) が最も高く、次いで「休憩できる場所が少ない(身近な公園や歩道のベンチなど)」(14.8%)、「交通費の負担が多い」(13.7%) などとなっています。一方で、「特にない」が 32.1%となっており、全体では第1位の割合となっています。

外出時に困ること



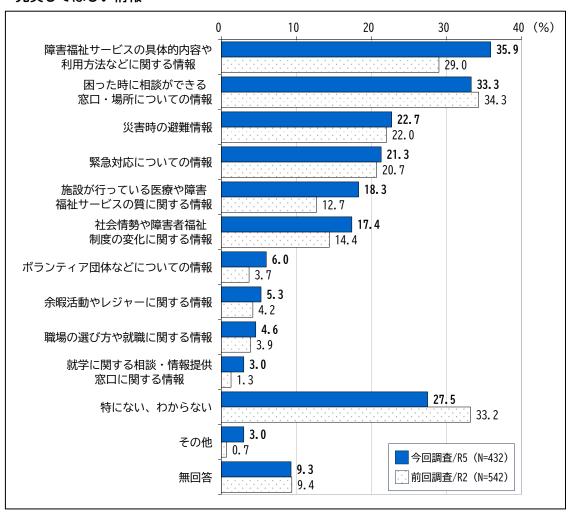
9 情報の入手について

情報の入手先・方法についてたずねたところ、「町の広報紙」(34.7%)が最も高く、次いで「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」(29.9%)、「家族・親戚」(18.5%) などとなっています。

10 情報の充実について

充実してほしい情報についてたずねたところ、「障害福祉サービスの具体的内容や利用方法などに関する情報」(35.9%)が最も高く、次いで「困った時に相談ができる窓口・場所についての情報」(33.3%)、「災害時の避難情報」(22.7%)などとなっています。一方で「特にない、わからない」が27.5%となっており、全体では第3位の割合となっています。

充実してほしい情報



11 サービスの利用について

現在利用している、今後利用したい障害福祉サービスについてたずねたことろ、「はい」と回答のあった割合をみると、

現在利用しているサービスは、「生活介護」(9.3%)、「短期入所(ショートステイ)」 (4.9%)、「施設入所支援」(4.6%)「自立訓練(機能訓練・生活訓練)」、「就労継続 支援B型」(同率で4.4%)の割合が高くなっています。

今後利用したいサービスは、「短期入所 (ショートステイ)」(29.2%)、「生活介護」 (22.2%)、「居宅介護 (ホームヘルプ)」(21.3%)、「施設入所支援」(20.6%) の割合が高くなっています。

また、すべての福祉サービスにおいて、現在の利用者の割合に比べて、今後の利用 希望者の割合が大きく上回る結果となっています。

利用している(したい)福祉サービス



12 地域生活支援事業の利用について

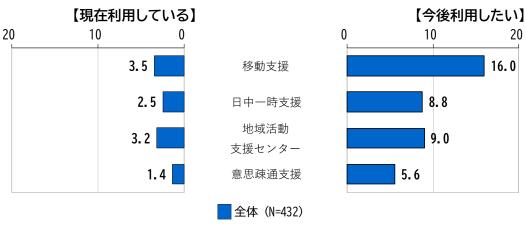
現在利用している、今後利用したい地域生活支援事業についてたずねたことろ、「はい」と回答のあった割合をみると、

現在利用している地域生活支援事業は、「移動支援」(3.5%)、「地域活動支援センター」(3.2%)の割合が高くなっています。

今後利用したい地域生活支援事業は、「移動支援」(16.0%)の割合が高くなっています。

また、すべての地域生活支援事業において、現在の利用者の割合に比べて、今後の利用希望者の割合が大きく上回る結果となっています。

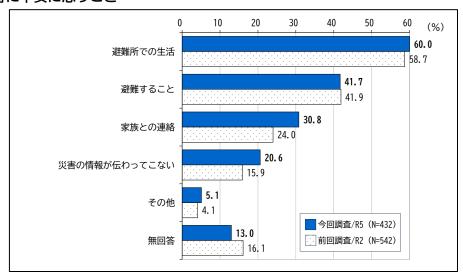
利用している(したい)地域生活支援事業



13 災害時の不安について

災害時に不安に思うことについてたずねたところ、「避難所での生活」(60.0%)が最も高く、次いで「避難すること」(41.7%)、「家族との連絡」(30.8%)などとなっています。

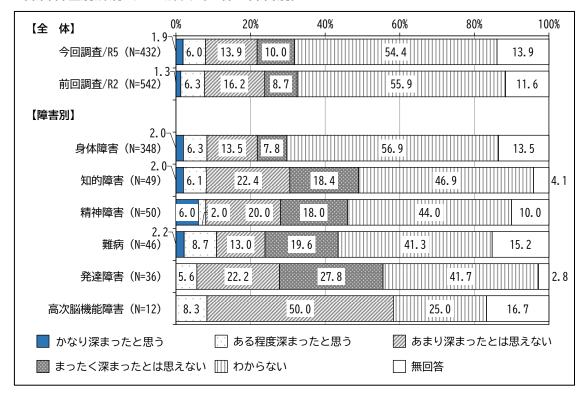
災害時に不安に思うこと



14 障害者差別解消法の理解について

障害者差別解消法の理解度についてたずねたところ、「わからない」(54.4%) が最も高く、次いで「あまり深まったとは思えない」(13.9%)、「まったく深まったとは思えない」(10.0%) などとなっています。

障害者差別解消法の理解度(全体、障害別)

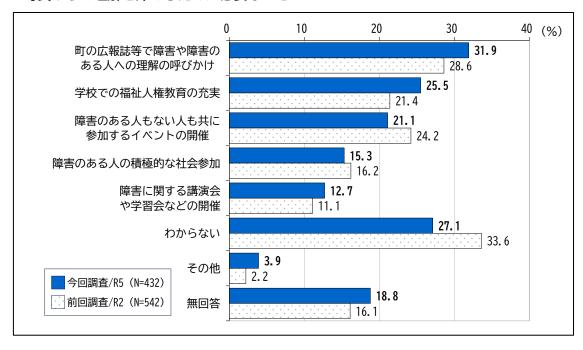


15 障害に関する町民への理解について

町民からの理解を深めるために必要なことについてたずねたところ、「町の広報誌等で障害や障害のある人への理解の呼びかけ」(31.9%)が最も高く、次いで「学校での福祉人権教育の充実」(25.5%)、「障害のある人もない人もともに参加するイベントの開催」(21.1%)などとなっています。

一方で「わからない」が 27.1%となっており、全体では第 2 位の割合となっています。

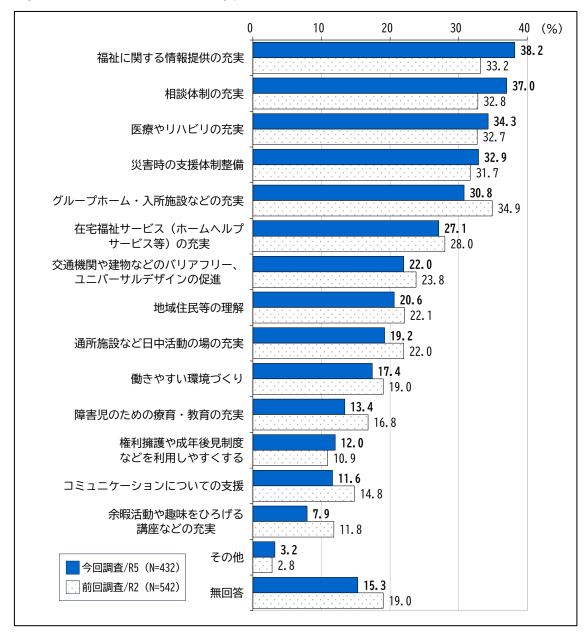
町民からの理解を深めるために必要なこと



16 住みよいまちに必要なことについて

住みよいまちづくりのために必要なことについてたずねたところ、「福祉に関する情報提供の充実」(38.2%)が最も高く、次いで「相談体制の充実」(37.0%)、「医療やリハビリの充実」(34.3%)などとなっています。

住みよいまちづくりのために必要なこと



【障害別の傾向】

障害別にみると、身体障害、精神障害、高次脳機能障害では「福祉に関する情報提供の充実」、知的障害、発達障害では「グループホーム・入所施設などの充実」、難病では「医療やリハビリの充実」(34.8%)がそれぞれ最も高くなっています。

(2) 事業所ヒアリング

○実施対象者

小豆島の障害福祉サービス事業所に対してヒアリング調査を実施しました。

障害者居住支援事業所:2か所

障害者訪問系サービス事業所:1か所

障害者日中活動(就労・地域生活)支援事業所:5か所

障害者(児)相談支援事業所:2か所

障害児通所支援事業所:2か所

○実施期間

令和5年11月7日~令和5年11月24日

○調査結果概要

- ①共同生活援助(グループホーム)、短期入所(ショートステイ)サービス提供事業所より
 - ・入居者が高齢化して支援の負担が増している。
 - ・入居の希望者が頻繁に短期入所を利用している。
 - ・建物のバリアフリー化が課題である。
- ②生活介護、就労継続支援サービス提供事業所より
 - ・重度の利用者が多く、個別支援が必要となっている。
 - ・作業量が減っている。
 - ・工賃が下がっている(事業所負担により工賃を維持している)。
 - 作業場が手狭である。
 - 人員が不足している。
- ③相談支援事業所より
 - ・相談件数が増えている。
 - ・相談室のスペースが狭い。
- ④障害児通所支援サービス提供事業所より
 - ・夏季休業中に利用者が増え、受入れに苦慮している。
 - ・保護者対応で難しいことがある。
 - ・職員のスキルアップが課題である。
 - ・医療的ケアが必要な児の利用もある。

⑤居宅介護サービス提供事業所より

- ・ヘルパーが少ないうえに給料も低い。
- ・サービス提供にあたり、関係事業者等とのかかわり方が難しい。

⑥地域活動支援センターより

・プログラムに従うより利用者が選択して参加するほうが円滑に遂行できる。

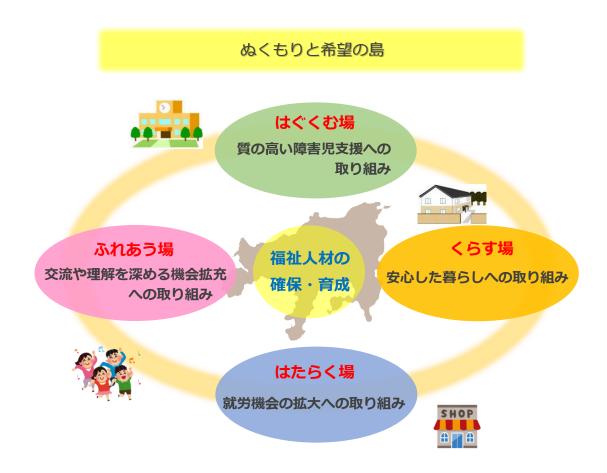
第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、障害の有無にかかわらず全ての人が住み慣れた地域である小豆島で安心して生活を送ることができる共生社会の実現に向け、

人と人がつながり、支え合い、誰もが安心して過ごせる ぬくもりと希望の島づくり

を基本理念に掲げたこれまでの計画の理念を引き継ぎ、今後の障害者福祉を推進します。



2 施策の推進目標

「人と人がつながり、支え合い、誰もが安心して過ごせるぬくもりと希望の島づくり」 を実現するため、はぐくむ場・くらす場・はたらく場・ふれあう場のそれぞれの充実を 目標に掲げ、事業を推進します。

3 施策の体系

【基本理念】 人と人がつながり、支え合い、誰もが安心して過ごせる ぬくもりと希望の島づくり

- 1 はぐくむ場の充実(質の高い障害児支援への取り組み)
 - (1)特別支援教育の充実
 - (2) 障害児通所支援サービスの充実
 - (3) 療育支援体制の充実
 - (4) 医療的ケア児への支援の充実
- 2 くらす場の充実(安心した暮らしへの取り組み)
 - (1) 障害福祉サービスの充実
 - (2) 在宅生活への支援の充実
 - (3) 災害時支援体制の充実
- 3 はたらく場の充実(就労機会の拡大への取り組み)
 - (1) 就労支援の充実
 - (2) 働きやすい環境づくり
- 4 ふれあう場の充実(交流や理解を深める機会拡充への取り組み)
 - (1) 交流機会の充実
 - (2) 障害に対する理解の促進
 - (3)権利擁護・虐待防止の推進
- 5 その他共通事項 福祉に携わる人材確保・育成 -

第4章 施策の方向性

1 「はぐくむ場」の充実

特別支援学校とも密に連携し、特別支援教育の一層の充実を図るとともに、障害特性に応じた支援と充実した支援体制の構築を推進します。

主な取り組み

(1) 特別支援教育の充実

- ●小豆地域の特別支援学校との連携 令和5年4月に開校した香川県立小豆島みんなの支援学校を小豆島の特別 支援教育の拠点とし、小中学校との交流や共同学習を推進します。
- ●小豆島町教育大綱に基づく特別支援教育の充実 通級指導教員の加配、支援計画の作成、教職員の資質の向上などを図ります。

(2) 障害児通所支援サービスの充実

●障害児通所支援サービスの整備に向けた支援 既存障害児通所支援事業所の整備(移転)に向けて協議を進め、支援を図ります。

(3) 療育支援体制の充実

●乳幼児健診の実施や5歳児健診の充実 各種健診の実施により、発達障害の早期発見・早期療育支援につなげます。

(4) 医療的ケア児への支援の充実

●関係機関による連携体制の構築 人工呼吸器を装着している障害児、その他日常生活を営むために医療が必要な障害児や重症心身障害児等が安心して暮らせるように、小豆圏域自立支援協議会で保健・医療・福祉等関係機関が連携して体制整備を進めま

す。

2 「くらす場」の充実

障害のある人が、安心して暮らせるよう障害福祉サービスの充実を図るとともに、地域生活の支援を充実させます。

主な取り組み

(1) 障害福祉サービスの充実

- ●小豆地域でのグループホーム、ショートステイサービスの整備への支援 土庄町と協働で、計画期間内の開所を目指しグループホームと短期入所事 業所の増設に向けて支援し、継続して整備に向け協議を進めます。
- ●生活介護サービスの充実 生活介護事業所の新設を支援し、事業所の増加による日中活動の場の充実 を図ります。
- ●町内施設のバリアフリー化の推進 町内のグループホームなどの障害福祉施設のバリアフリー化を支援します。

(2) 在宅生活への支援の充実

●移動支援の充実

土庄町と連携を図りながら、移動支援事業をより利用しやすいよう運用を見直します。

●相談支援体制の強化

あらゆる相談に対応できるよう自立支援協議会で困難事例を検討して課題 解決につなげるなど、高い相談スキルを身に付けます。

●地域生活支援拠点等の整備

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のために「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つの機能を、関係機関が分担して担う体制づくりに引き続き努めます。

このうち、「緊急時の受け入れ・対応」について、緊急時にグループホーム等での受け入れができる体制を、新たなグループホーム設置により強化します。

- ●発達障害・ひきこもりへの支援体制の充実
 - おとなの発達障害相談会等での発達障害に関する相談受付を行います。ひきこもりの相談対応を行い、関係機関と連携してサポートをします。
- 情報発信の強化

町広報誌やホームページにより、福祉サービス等の情報を常に周知するよう努めるとともに、情報アクセシビリティの向上とコミュニケーション支援の充実を図ります。

●島外通院等交通費補助の充実

障害児の定期的な島外への通院等に要する経費の補助の見直しを図ります。

(3) 災害時支援体制の充実

災害時要支援者の適宜把握

災害時避難行動要支援者名簿を整理・更新し、関係機関との情報連携を密 に、発災時に適切な支援ができるようにします。

3 「はたらく場」の充実

障害者がいきいきとやりがいをもって働けるよう就労支援の充実を図るとともに、一般就労における働く環境の向上を推進します。

主な取り組み

(1) 就労支援の充実

● 就労継続支援 B 型事業所の作業所及び作業量確保に向けた支援 既存就労継続支援 B 型事業所について、年間を通じ作業が得られるよう各 企業に働きかけるとともに、島外からの受注に対する支援を検討し、受託 作業量を増やすことで工賃の引き上げにつなげます。 事業所の手狭さの解消に向けた支援を図ります。

就労支援事業の充実

就労継続支援 B 型事業所の新たな設置及び事業展開や就労継続支援 A 型事業所の開設に向けた支援、就労定着支援事業の広まりにより、サービスの選択の幅を広げて充実を図ります。

●障害者就労支援施設等からの受注拡大障害者の就労支援や工賃向上を目指して、障害者就労施設等からの物品等を積極的に調達します。

(2) 働きやすい環境づくり

関係機関との連携強化

小豆圏域自立支援協議会就労支援部会を通じてハローワークなど関係機関 との連携を密にし、支援体制等の協議を通じ、障害のある人が働きやすい よう環境整備を図ります。

4 「ふれあう場」の充実

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合えるよう交流を深め、障害への理解を広めるとともに、障害者の権利の擁護を推進します。

主な取り組み

(1) 交流機会の充実

- ●スポーツ大会やワークショップによる交流 障害者スポーツ大会、ものづくりワークショップなどを開催し、障害のある人同士の交流を促進します。
- ●障害者スポーツの推進 ボッチャ等の障害者スポーツを通して交流を促進します。

(2) 障害に対する理解の促進

- ●体験事業の実施 車椅子バスケットボールなどの体験を通じて、障害に対する理解を広げます。
- ●ヘルプマークやヘルプカードの普及推進 ヘルプマーク、小豆島町ヘルプカードの普及を進め、住民理解の向上を図ります。

(3) 権利擁護・虐待防止の推進

- ●成年後見制度利用促進と地域連携ネットワークの強化 成年後見制度の利用が必要な障害者が、尊厳のある生活を継続できるよう 司法・関係機関との連携を強化し、広報、相談、町長申立ての実施、成年 後見人等の報酬等の助成などを行います。
- ●障害者差別解消の推進 町広報誌等で障害者差別解消法の周知を図るとともに、事業者への啓発を 強化し、研修を行うなど、障害を理由とする差別の解消を推進します。
- ●虐待の防止

障害者虐待を防止するため、小豆島町虐待防止ネットワーク会議で啓発を 行い、関係機関と情報共有を図ります。

5 その他共通事項 - 福祉に携わる人材確保・育成 -

障害福祉サービス等に従事する人材の育成・確保に努めます。

主な取り組み

●住まいの支援

若者世代への住宅取得に対する補助等により U・I・J ターンを促進し、障害福祉人材の確保につなげます。

●研修費助成

相談支援専門員をはじめ障害福祉関係事業等従事者の研修受講費用の助成制度を、より多くの研修に対し適用できるよう見直します。

第5章 目標の設定

これまで、地域生活や一般就労への移行など障害のある人の自立支援の観点から、3年ごとに成果目標を設定し、目標達成に向けてサービスの整備等を行ってきました。

本計画では、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(基本指針)」に基づき、本町の実情に沿って、障害者等の地域 生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の本町の目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本町の実情に沿って目標を設定することとしました。

また、関係施設と連携して入所者の状況を把握し、地域生活への移行が可能である場合は支援を行い、より多くの施設入所者が地域生活に移行できるようにします。

項目	目標
令和4年度末の施設入所者数:22人	
令和8年度末の地域生活への移行者数(移行割合)	1人(5%)
令和8年度末の施設入所者数(削減割合)	20人(9%)※

※1 人が高齢者施設に移行

【国の基本指針】

・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することとするとともに、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本町では独自の目標設定を行いませんが、県の目標に沿い、保健・医療・福祉関係者で連携して精神障害者の精神病床からの退院の促進を図ります。

【国の基本指針】

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・令和8年度末における入院3か月後時点、入院後6か月時点及び入院後1年時点の退院率の目標をそれぞれ68.9%以上、84.5%以上及び91.0%以上として設定することを基本とする。

3 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等のうち「緊急時の受け入れ・対応」については整備されましたが、 その体制の充実と5つの機能の充足に向けて、小豆圏域自立支援協議会を中心とした関 係機関によるネットワーク体制を構築し、運用状況の検証を適時行っていきます。

また、小豆圏域自立支援協議会を中心に、強度行動障害のある人への支援体制の整備 を目指します。

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	圏域で整備を継続
地域生活支援拠点等の機能の充実のための	圏域でネットワークによる体制の構築
体制構築、運用状況の検証及び検討	年1回検証の実施
強度行動障害を有する者に対する支援体制	
の整備	圏域で整備

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実情等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、 その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針や本町の実績及び実情に基づいて目標を設定することとしました。

また、施設や事業所と連携して一般就労への移行等が可能である場合は支援を行い、 就労移行後の就労を継続することができるよう支援し、より多くの福祉施設の利用者が 一般就労していけるようにします。

項目	目 標
令和3年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数:1人	
令和8年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	2人
└うち、就労移行支援事業による一般就労移行者数	1人
└うち、就労継続支援 A 型事業による一般就労移行者数	0人
└うち、就労継続支援 B 型事業による一般就労移行者数	1人
(町内)就労移行支援事業所のうち、事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所の割合	10 割
令和3年度の就労定着支援事業の利用者数:1人	
令和8年度の就労定着支援事業の利用者数	3人
(町内)就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合	10 割

【国の基本指針】

- ・令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28 倍以上にすることを基本とする。そのうち、就労移行支援事業については1.31 倍以上、就労継続支援 A 型事業については概ね1.29 倍以上、就労継続支援 B 型事業については概ね1.28 倍以上を目指すこととする。
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行し た者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- ・就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

5 障害児支援の提供体制の整備等

本町の実情を踏まえて目標を設定することとしましたが、関係機関と連携して障害児 通所支援サービスの充実を図っていきます。

また、障害児通所支援事業所等と連携してインクルージョンの推進体制の構築を目指します。

項目	目標
児童発達支援センターの設置	圏域で設置を検討
障害児の地域社会への参加・包容の推進体制の構築	体制構築に向けた協議の実施
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び	関ばで砕化に向けた検討
放課後等デイサービス事業所の確保	圏域で確保に向けた検討

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ 所以上設置することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。

6 相談支援体制の充実・強化等

各相談支援事業者による連携のもと、相談支援体制の充実・強化を図ります。

また、小豆圏域自立支援協議会での事例検討を通じ、サービス等の向上を目指した地域づくりを図っていきます。

項目	目標	
基幹相談支援センターの設置、地域の相談支援体	基幹相談支援センターの設置予	
	定なし	
制の強化に向けた体制確保	相談支援事業所間の連携を継続	
協議会における個別事例の検討を通じた地域サー		
ビス基盤の開発・改善等、必要な体制の確保	圏域協議会で検討実施	

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の 強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取 組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを 基本とする。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質の向上のため、県が実施する障害福祉サービスに係る研修等を受講し、事業所等に助言・指導を図ります。

項目	目標
障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築	サービス利用状況の定期的
	な検証の実施

【国の基本指針】

・令和8年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

第6章 障害福祉サービス等の見込量

1 障害福祉サービス等の見込量

障害福祉サービス等には、障害福祉サービス(訪問系サービス、日中活動系サービス、 居住系サービス)、相談支援(地域相談支援、計画相談支援)、障害児通所支援、障害児 相談支援があります。サービス見込量については、令和4年度の実績、令和5年度の実 績見込みを踏まえ、現在の利用者をベースとして利用者のニーズ等を勘案して設定して います。

居宅介護、生活介護、各種就労支援、短期入所、共同生活援助は、計画期間内の利用 増加を見込んでいます。また、それに伴い計画相談支援の増加を見込んでいます。

	項目	単位	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
(1)訪問系サービス						
	居宅介護	時間/月	168.5	169	169	169	179
	冶七八碳	人/月	16	16	16	16	17
	重度訪問介護	時間/月	224	224	224	224	224
	主反切问门鼓	人/月	1	1	1	1	1
	同行援護	時間/月	0	5	5	5	5
	1911]]及吱	人/月	0	1	1	1	1
	行動援護	時間/月	0	0	0	0	0
	1】到及吱	人/月	0	0	0	0	0
	重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0
	主 反阵百百寸已加入16	人/月	0	0	0	0	0
(2)日中活動系サービス						
	生活介護	人日分/月	746	746	853	895	895
	工口八吱	人/月	35	35	40	42	42
	自立訓練(機能訓練)	人日分/月	0	0	0	0	0
	口 立 训练 (1成形 训练)	人/月	0	0	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	人日分/月	22	22	22	22	22
	日元的心水 (工/口的小水)	人/月	1	1	1	1	1
	就労選択支援	人/月			0	1	1
	就労移行支援	人日分/月	19	19	19	19	95
	以にていた 「アンプタ	人/月	1	1	1	1	5
	就労定着支援	人/月	1	2	2	2	3

	項目	単位	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
(2)日中活動系サービス			× 1,50,0,0,0	70,017	70,017	75/217
	+15.377/bb/s+-+-157 a TU	人日分/月	66	66	66	66	176
	就労継続支援A型	人/月	3	3	3	3	8
		人日分/月	670	670	856	856	856
	就労継続支援B型	人/月	36	36	46	46	46
	療養介護	人/月	8	9	9	9	9
	短期入所(福祉型)	人日分/月	88	88	88	88	95
	短期入別(無似空)	人/月	13	13	13	13	14
	短期入所(医療型)	人日分/月	0	7	7	7	7
	短期入川 (医原生)	人/月	0	1	1	1	1
(3)居住系サービス						
	共同生活援助	人/月	14	15	15	15	18
	施設入所支援	人/月	22	22	21	21	20
	自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0
(4)相談支援						
	計画相談支援	人/月	117	119	133	136	150
	地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0
	地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0
(5)障害児通所支援						
	児童発達支援 児童発達支援	人日分/月	71	71	71	71	71
	儿主尤注义版	人/月	5	5	5	5	5
	医療型児童発達支援	人日分/月	0	0	0	0	0
	区凉至儿至儿还又放	人/月	0	0	0	0	0
	 放課後等デイサービス	人日分/月	253	253	264	264	264
	が飲みなり「う」これ	人/月	24	24	25	25	25
	保育所等訪問支援	人日分/月	0	0	0	0	0
	WICH CHILD AND AND AND AND AND AND AND AND AND AN	人/月	0	0	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	人日分/月	0	0	0	0	0
		人/月	0	0	0	0	0
(6)障害児相談支援		ı				ı
	障害児相談支援	人/月	22	22	23	23	23
(7)その他		I				
	地域生活支援拠点等	箇所	0	1	1	1	1
	(検証及び検討の実施)	回/年	0	0	1	1	1
	(コーディネーターの配置)	人/月	0	0	0	0	0
	医療的ケア児等に対する 関連分野支援コーディネー ターの配置	人/月	1	1	1	1	1

項目 単位 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8 実績 実績見込み 見込み 見める 見								
(8)精神障害にも対応した地域包	括ケアシステ	ムの構築					
	協議の場の開催	回/年	3	3	3	3	3	
	協議の場への参加	人/年	17	20	20	20	20	
	協議の場での目標設定及び 評価の実施	回/年	0	1	1	1	1	
	精神障害者の地域移行支援	人/年	0	0	0	0	0	
	精神障害者の地域定着支援	人/年	0	0	0	0	0	
	精神障害者の共同生活援助	人/年	10	9	9	9	9	
	精神障害者の自立生活援助	人/年	0	0	0	0	0	
	精神障害者の自立訓練 (生活訓練)	人/年	1	1	1	1	1	
(9)相談支援体制の充実・強化							
	基幹相談支援センターの設 置	か所	0	0	0	0	0	
	基幹相談支援センターによる相談支援事業所への指導・助言	件/年	0	0	0	0	0	
	基幹相談支援センターによる相談支援事業所の人材育成の支援	件/年	0	0	0	0	0	
	基幹相談支援センターによる相談機関との連携強化の 取組	回/年	0	0	0	0	0	
	基幹相談支援センターによ る個別事例の支援内容検証	回/年	0	0	0	0	0	
	基幹相談支援センターでの 主任相談支援専門員の配置	人/月	0	0	0	0	0	
	協議会での事例検討実施	回/年	0	1	1	1	1	
	(参加)	機関/月	0	6	6	6	6	
	協議会の専門部会	か所	0	0	0	0	0	
	(実施)	回/年	0	0	0	0	0	
(1	(10)発達障害者等に対する支援							
	支援プログラム等の受講	人/年	0	0	0	0	0	
	支援プログラム等の実施	人/年	0	0	0	0	0	
	ペアレントメンター	人/年	0	0	0	0	0	
	ピアサポート活動への参加	人/年	2	1	1	1	1	
(1	1)障害福祉サービスの質の向_	Ł						
	障害福祉サービス等に係る 各種研修への参加	人/年	0	0	1	1	1	

2 地域生活支援事業の見込量

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように市町村を中心として実施する事業で、必須事業(理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業)と任意事業に区分されます。見込量については、令和4年度の実績、令和5年度の実績見込みを踏まえ、現在の利用者をベースに利用者のニーズ等を勘案して設定しています。

		単位	令和4年度				
		丰田	実績	実績見込み	見込み	見込み	見込み
必須	事業						
理	E解促進研修・啓発事業	件/年	2	2	2	2	2
É	1発的活動支援事業	件/年	0	0	0	0	0
材	談支援事業						
	障害者相談支援事業	件/年	8	8	8	8	8
	基幹相談支援センター等機能 強化事業	件/年	0	0	0	0	0
	住宅入居等支援事業	件/年	0	0	0	0	0
瓦	在後見制度利用支援事業 定	件/年	0	0	1	1	1
瓦	成年後見制度法人後見支援事業 第一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	件/年	0	0	0	0	0
意	意思疎通支援事業	件/年	0	0	1	1	1
E]常生活用具給付等事業						
	介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1	1	1
	自立生活支援用具	件/年	2	2	2	2	2
	在宅療養等支援用具	件/年	1	1	1	1	1
	情報・意思疎通支援用具	件/年	1	1	1	1	1
	排泄管理支援用具	件/年	460	460	460	460	460
	住宅改修費	件/年	1	1	1	1	1
目	- - 話奉仕員養成研修事業	件/年	3	3	3	3	3
14	移動支援事業		1,840.5	1,841	1,841	1,841	1,841
			14	14	14	14	14
坩		<u> </u>	•				
		人/日	6	6	6	6	6
	地域活動支援センター I 型	人/月	16	16	16	16	16
		か所	1	1	1	1	1

		項目	単位	令和 4 年度 実績	令和5年度 実績見込み		令和 7 年度 見込み	令和8年度 見込み
			人日	0	0	0	0	0
		地域活動支援センターⅡ型	人/月	0	1	1	1	1
			か所	0	0	0	0	0
			人/日	0	0	0	0	0
		地域活動支援センターⅢ型	人/月	0	0	0	0	0
			か所	0	0	0	0	0
任	任意事業							
	日	中一時支援事業	人/年	6	5	5	5	5

3 見込量の確保のための方策

本計画に掲げた施策に取り組むことにより、各障害福祉サービス等の必要な量及び各事業の提供量の確保に努めます。

また、新たに利用等を見込むサービスや事業については、サービス等の内容や事業内 容等に関する情報提供を進め、必要とする人が利用できるようその周知と利用促進を図 ります。

第7章 サービスの充実と計画の推進に向けて

1 計画の実施体制

(1) 町の体制

本計画は、福祉や保健、医療をはじめ、就労や教育といった分野まで幅広く関係するため、町民や地域との協働を図りながら、また、町の体制としても、各担当課や関係部局との連携を図りながら実施体制を強化して取り組んでいきます。

また、災害の発生や新型コロナウイルス等の感染症の流行にも備えながら、アフター コロナに向けた実施体制で施策を推進します。

(2) 関係機関との連携体制

本計画を推進していくためには、同じ小豆圏域である土庄町をはじめ、関係行政機関や事業所、関係団体と連携していくことが必要不可欠です。

そのため、関係者において連携体制を整備するとともに、障害者福祉の充実のために 国や県と連携し、必要な要請を行っていきながら施策を推進します。

2 計画の進行管理・評価

施策の進捗状況については、PDCAサイクルに沿って、定期的に評価を行っていきます。

また、小豆圏域自立支援協議会で計画の進捗状況の報告を行うとともに、計画の施策等に見直しが必要となった場合等には、小豆島町の福祉と医療の推進会議に諮り、実情に即した計画の推進に努めます。

別添

障害福祉サービス等について

()内の数は、令和6年1月現在

(1)訪問系サービス

- ①居宅介護(小豆郡内指定事業所数:7) 居宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
- ②重度訪問介護(小豆郡内指定事業所数:7) 重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴、 排泄、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。
- ③同行援護(小豆郡内指定事業所数:4) 重度の視覚障害者が対象となります。外出時の移動の援護、排泄及び食事等の介 護その他の外出に必要な援助を行います。
- 4)行動援護

知的障害や精神障害により一人で行動することが著しく困難な人が対象となります。行動するときに生じえる危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。

⑤重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

(2)日中活動系サービス

- ①生活介護(小豆郡内指定事業所数:2,基準該当障害福祉サービス事業所数:2) 常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排泄、食事の介護、 創作活動または生産活動の機会を提供します。
- ②自立訓練(機能訓練・生活訓練)(基準該当障害福祉サービス事業所数:1) 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機 能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

③就労選択支援〈新設〉

障害のある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との連絡調整等を 行います。

4就 分移行支援

一般企業等への就労を希望する人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑤就労定着支援

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援 を一定の期間にわたり行います。

- ⑥就労継続支援(A型・B型)(小豆郡内指定事業所数:「B型」2) 一般企業等への就労が困難な人が対象となります。働く場を提供するとともに、 必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
- ⑦療養介護

医療と常に介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練 や療養上の管理、看護、医学的管理のもと介護や日常生活の世話を行います。

⑧短期入所(福祉型・医療型)(小豆郡内指定事業所数:「福祉型」6、「医療型」2) 介護者が病気の場合等の理由により、夜間も含めて施設又は病院等で入浴や排泄、 食事の介護等を行います。

(3)居住系サービス

①共同生活援助(小豆郡内指定事業所数:2) 夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行います。(グループホーム)

②施設入所支援(小豆郡内指定事業所数:1)

施設入所者に対して主に夜間に入浴、排泄、食事の介護等のサービスを提供します。

③自立生活援助

施設等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等に対して、 一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、地域生活を支援する ため適時のタイミングで適切な支援を行います。

(4)相談支援

①計画相談支援(小豆郡内指定事業所数:2)

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障害者が、サービスを適切に利用できるよう、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行います。

②地域移行支援(小豆郡内指定事業所数:2)

施設入所の障害者及び入院中の精神障害者に対して、住居の確保その他の地域に おける生活に移行するための活動に関する相談を行います。

③地域定着支援(小豆郡内指定事業所数:2)

一人暮らしの障害者等に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性によって 生じた緊急の事態等への対応を行います。

(5)障害児通所支援

①児童発達支援(小豆郡内指定事業所数:2)

言葉及び心身に発達の遅れがある未就学の児童に対して、基本的生活習慣や、社会生活への適応性を高めるために必要な集団指導や個別指導などを行います。

②医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障害児に、医療型児童発達支援センター等に通わせ、 児童発達支援及び治療を行います。

- ③放課後等デイサービス(小豆郡内指定事業所数:2) 放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的 に提供します。
- 4保育所等訪問支援

児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専 門的な支援を行います。

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にあり、外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

(6) 障害児相談支援

①障害児相談支援(小豆郡内指定事業所数:1)

障害児通所支援を利用する障害児が、サービスを適切に利用できるよう、障害児 支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行います。

(7)地域生活支援事業

①理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活や社会生活を営む上での「社会的障壁」をなくすため、地域 の住民に対して、障害者に対する理解を深める研修会や啓発活動等を行います。

②自発的活動支援事業

障害者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。

③障害者相談支援事業(小豆郡内委託事業所数:2)

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを 目的とし、障害者や家族、介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜 を供与することや権利擁護のために必要な援助を行います。

④基幹相談支援センター

身体・知的・精神等の各障害者の相談を総合的に行い、地域における相談支援の 中核的な役割を持つ機関で、相談支援事業者間の連絡調整、関係機関の連携支援を 行います。

⑤住宅入居等支援事業

保証人がいない等の理由により一般住宅(公営住宅、民間の賃貸住宅)への入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援します。

⑥成年後見制度利用支援事業

知的障害者や精神障害者に対して、成年後見制度の申立に要する経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成することで障害者の権利擁護を図ります。

⑦成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、 安定的実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

⑧意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳や要約筆記等の方法により、障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

9日常生活用具給付等事業

重度障害のある人等に対し、日常生活用具の給付等を行い、日常生活の便宜を図ります。

【介護・訓練支援用具】

特殊寝台、特殊マット、入浴担架、移動用リフト等

【自立生活支援用具】

入浴補助用具、便器、T字状・棒状の杖、頭部保護帽等

【在宅療養等支援用具】

透析液加温器、電気式たん吸引器、視覚障害者用体重計等

【情報・意思疎通支援用具】

拡大読書器、視覚障害者用時計、人工喉頭等

【排泄管理支援用具】

ストマ装具(蓄便袋・蓄尿袋)、紙おむつ等

【住宅改修費】

居宅生活動作補助用具

⑩手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者との交流活動促進等の支援者としての養成研修を行います。

⑪移動支援事業(小豆郡内指定事業所数:2)

屋外での移動が困難な障害のある人について、社会生活上必要不可欠な外出及び 社会参加に資する外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会 参加を促進します。

迎地域活動支援センター(小豆郡内設置事業所数: 「I型|1)

地域活動支援センターに障害のある人を受け入れ、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障害者の地域生活支援の促進を図ります。

【I型】

専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

【Ⅱ型】

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応 訓練、入浴等のサービスを実施します。

【Ⅲ型】

地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績が概ね5年以上あり、安定的な運営が図られているものが対象となります。

⑬日中一時支援事業(小豆郡内事業所数:2)

障害者及び障害児の日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行い、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を図ります。

※ 小豆郡内障害福祉サービス等事業所一覧 (令和6年1月現在)

事業所名	所在地	実施サービス等
訪問介護事業所サンシャイン	小豆島町蒲生甲 350	居宅介護、重度訪問介護
介護サポートさくら	小豆島町西村甲 719-2	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 移動支援事業
ホッとスペースてくてく	小豆島町草壁本町 135-10	居宅介護、重度訪問介護、移動支援事業
介護サービスしょうどしま	小豆島町片城甲 44-95	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
訪問介護一期	小豆島町苗羽甲 1383-44	居宅介護、重度訪問介護
小豆島ヘノパーステーションフレトピア	土庄町渕崎甲 2027-7	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
土庄町ホームヘルパーステーション	土庄町渕崎甲 1400-25	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
ひまわりの家	土庄町上庄 463-2	生活介護、就労継続支援 B 型、 日中一時支援事業
みくに成人寮	土庄町豊島家浦 902-1	施設入所支援、生活介護、短期入所
特別養護老人ホームマリアの園	小豆島町苗羽乙 1212-14	生活介護(基準該当)
老人デイサービスセンターあづき	土庄町甲 1360-143	生活介護(基準該当)、 自立訓練(基準該当)
あすなろの家	小豆島町安田甲 144-34	就労継続支援 B 型、日中一時支援事業
短期入所オリーブ	小豆島町池田 2519-7	短期入所
特別養護老人ホームリベラルサンシャイン	小豆島町蒲生甲 350	短期入所
グループホームソレイユ	小豆島町二面 568-1	共同生活援助、短期入所
特別養護老人ホームあづき	土庄町甲 1360-143	短期入所
小豆島老人ホームおりーぶ	土庄町渕崎甲 518	短期入所
小豆島中央病院	小豆島町池田 2060-1	短期入所 (医療型)
小豆島病院	小豆島町池田 2519-4	短期入所 (医療型)
ホームオリーブ萌・つばさ	小豆島町池田 2116	共同生活援助
オリーブ	小豆島町池田 2519-7	計画相談支援、地域移行支援、 地域定着支援
きらら	土庄町上庄 463-2	計画相談支援、障害児相談支援、 地域移行支援、地域定着支援
アースハーモニー	小豆島町片城甲 44-69	児童発達支援、放課後等デイサービス
すくすく教室	土庄町上庄 463-2	児童発達支援、放課後等デイサービス
地域活動支援センターオリーブ	小豆島町池田 2519-7	地域活動支援センター I 型

小豆島町

第 5 期 障 害 者 計 画

第7期障害福祉計画

第 3 期 障害児福祉計画

令和6年3月発行

小豆島町役場 健康づくり福祉課

〒761-4492 香川県小豆郡小豆島町片城甲44番地95

TEL:0879-82-7038

FAX: 0879-82-1120